

新ごみ処理施設に関する事務の進展について

吉見町長 宮崎 善雄

新ごみ処理施設を巡る広域協議について、コロナ禍であり、説明会等の開催を最小限に留める必要があることから、前回に引き続き、書面での報告としました。内容は以下のとおりです。ぜひ、ご一読くださるようお願い申し上げます。

1. 「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」の締結

令和3年6月25日付で全戸配布した「新ごみ処理施設に関する事務の進展について」で記述したとおり、鴻巣市長、北本市市長の連名で、吉見町長に対し、新たなごみ処理施設の整備促進に係る基本的な考え方について3項目の提案(令和3年6月3日)がなされてきました。

吉見町は、この提案を踏まえつつ、今後のごみ処理のあり方についてさらに協議を深めていく必要があるとの考えから、令和3年9月16日、鴻巣市役所にて、「鴻巣市 北本市 吉見町 新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」を締結しました。基本合意の内容は、以下の4項目です。

2. 「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」の内容

- I 新たなごみ処理施設の整備促進に関する枠組み
鴻巣市、北本市、吉見町の2市1町による枠組みで、埼玉中部環境保全組合を事業主体として、新たなごみ処理施設の建設を行う。
- II 新たなごみ処理施設の建設予定地
施設の建設予定地は、鴻巣市郷地安養寺地内とする。
- III 新たなごみ処理施設の整備促進に関する事務局
事務局は、埼玉中部環境保全組合内に設置する。
- IV 補 則
本合意書に定めのない事項及び本合意書について疑義が生じたときは、鴻巣市、北本市、吉見町で協議のうえ、決定するものとする。

3. 今後の協議について

この基本合意を踏まえ、新たなごみ処理施設の整備に関する協議は、埼玉中部環境保全組合(鴻巣市、北本市、吉見町で構成し、現在、共同でごみ処理を行っている一部事務組合)で取り組むこととなります。今後、2市1町のごみ処理に実績のある当組合を中心に、令和4年4月から具体的な協議がスタートする予定です。引き続き、町民皆さまのご意見等を参考に、将来にわたって安定的で効率性の高いごみ処理のあり方について協議を進めてまいります。

以上、進捗状況を報告しました。なお、ご意見等については、連絡先へご一報ください。皆さまのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和3年9月27日

連絡先 吉見町 環境課 電話 54 - 7811